

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2018-10670(P2018-10670A)
 【公開日】平成30年1月18日(2018.1.18)
 【年通号数】公開・登録公報2018-002
 【出願番号】特願2017-169897(P2017-169897)
 【国際特許分類】

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

H 0 4 M 11/00 (2006.01)

【 F I 】

G 0 6 F 13/00 5 1 0 G

H 0 4 M 11/00 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月17日(2018.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータを利用してメッセージを送受信したい交流希望者同士が端末を操作することによりネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、

複数の交流先のリストを前記端末に表示させるための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と、

前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを希望する交流先を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された交流先の相手とが端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記端末に報知させるための入力内容報知手段と、

前記交流先を追加するための予め定められた追加条件が満たされたか否か判定する追加条件判定手段と、

前記追加条件判定手段により前記追加条件が満たされたと判定された場合に、新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を備え、

前記追加条件判定手段は、

前記端末から送信されてきた現実世界での位置情報を受信する位置情報受信手段と、

前記交流の申込みを行うための操作が前記端末で行われた場合に、当該端末の位置情報であって前記位置情報受信手段により受信された位置情報に基づいて交流希望者同士が所定の地理的エリア内にいるか否かの位置判定を行う位置判定手段と、を含み、

該位置判定手段により前記所定の地理的エリア内にいると判定されたことを必要条件として、前記所定の地理的エリア内にいる者同士の間で前記追加条件が満たされたと判定し、さらに、

前記位置判定以外の他の方法で前記追加条件が満たされたか否か判定する他判定手段を含み、

前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記端末に表示させることにより、前記交流希望者同士が連絡先の個人情報を通知することなく交流できるよう

にした、コンピュータシステム。

【請求項2】

前記位置判定手段は、前記交流希望者同士が所定時間中に所定の地理的エリア内にいるか否かの時間位置判定を行い、

前記追加条件判定手段は、前記位置判定手段により前記所定時間中に所定の地理的エリア内にいると判定された者同士の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意した場合に、前記追加条件が満たされたと判定する、請求項1に記載のコンピュータシステム。

【請求項3】

前記交流先リスト表示制御手段は、前記コンピュータを利用して業務用メッセージを送信したい業務用メッセージ送信希望者とユーザとが交流するための複数の交流先のリストを前記端末に表示させ、

前記位置判定手段は、前記コンピュータを利用して前記業務用メッセージ送信希望者の位置情報と前記ユーザの端末の位置情報とに基づいて両者が前記所定の地理的エリア内にいるか否か判定し、

前記交流先追加手段は、前記追加条件判定手段により前記交流開始条件が満たされていると判定された前記業務用メッセージ送信希望者を新たな交流先として前記交流先のリストに追加する、請求項1に記載のコンピュータシステム。

【請求項4】

メッセージを送受信したい交流希望者同士がコンピュータを利用して交流を行うために端末により実行されるプログラムであって、

前記端末の位置情報を前記コンピュータへ送信する位置情報送信ステップと、

前記端末の報知部を制御する報知制御ステップとを、前記端末に実行させ、

前記報知制御ステップは、

複数の交流先のリストを表示するための交流先リスト表示制御ステップと、

前記表示された複数の交流先の内からコミュニケーションを希望する交流先を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された交流先の相手とが端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を報知するための入力内容報知ステップと、を含み、さらに、

前記コンピュータは、

前記交流先を追加するための予め定められた追加条件が満たされたか否か判定する追加条件判定手段と、

前記追加条件判定手段により前記追加条件が満たされたと判定された場合に、新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を含んでおり、

前記追加条件判定手段は、

前記端末から送信されてきた現実世界での位置情報を受信する位置情報受信手段と、

前記交流の申込みを行うための操作が前記端末で行われた場合に、当該端末の位置情報であって前記位置情報受信手段により受信された位置情報に基づいて交流希望者同士が所定の地理的エリア内にいるか否かの位置判定を行う位置判定手段と、を含み、

該位置判定手段により前記所定の地理的エリア内にいると判定されたことを必要条件として、前記所定の地理的エリア内にいる者同士の間で前記追加条件が満たされたと判定し、さらに、

前記位置判定以外の他の方法で前記追加条件が満たされたか否か判定する他判定手段を含み、

前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記表示部に表示させることにより、前記交流希望者同士が連絡先の個人情報を通知することなく交流できるようにした、プログラム。

【請求項5】

前記位置判定手段は、前記交流希望者同士が所定時間中に所定の地理的エリア内にいる

か否かの時間位置判定を行い、

前記追加条件判定手段は、前記位置判定手段により前記所定時間中に所定の地理的エリア内にいると判定された者同士の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意した場合に、前記追加条件が満たされたと判定する、請求項4に記載のプログラム。

【請求項6】

前記報知制御ステップは、前記選択指定した者が選択指定された交流先の相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された交流先の相手の端末の前記報知部にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行う、請求項4に記載のプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、コンピュータ（たとえば、サーバ10、21等）を利用してメッセージを送受信したい交流希望者同士が端末（例えば、携帯電話2）を操作することによりネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、

複数の交流先のリストを前記端末に表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段（たとえば、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップ、ユーザによる携帯電話2の入力操作部37の操作に従って、このEEPROM42に記憶されている共有仮想タグのリストが表示部35に表示される。または、図5に基づいて説明した共有仮想タグへのアクセス方法は、共有仮想タグに限定されるものではなく、他のタグ、例えば、歴史タグ、コミュニティ仮想タグ、契約用共有仮想タグ、業務用共有仮想タグ等に適用してもよい。図5で説明したように、このコミュニティ仮想タグを共有仮想タグと同様にEEPROM42に記憶しておき、ユーザがコミュニティ仮想タグの一覧を表示させる操作を行なってその一覧表示の中からアクセスしたいコミュニティ仮想タグを選択してクリックする。）と、

前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを希望する交流先を選択指定し（たとえば、S89、S90、S424）、該選択指定した者と選択指定された交流先の相手とが端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記端末に報知させるための入力内容報知手段（たとえば、S91、S93、S94、S430、S437、S438、共有仮想タグに対応したWebページにS93で書込んだ内容をS94で記憶し、図1の（A氏書き込み）（B氏書き込み）等閲覧することによりメッセージを送受信して、または、音声仮想タグは、メッセージを音声で伝えることができる仮想タグである。）と、

前記交流先を追加するための予め定められた追加条件が満たされたか否か判定する追加条件判定手段（例えば、S15、S16、S16a～S16d、またはS433～S435、または、共有仮想タグ生成の申し出を行ない相手方が同意したことを確認する）と、

前記追加条件判定手段により前記追加条件が満たされたと判定された場合に、新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段（たとえば、S18、S19、または、S18、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップを用いる。この処理により、共有仮想タグがバーチャル世界ではなく当事者の端末（携帯電話等）に記憶さる。または、S416、S423）と、を備え、

前記追加条件判定手段は、

前記端末から送信されてきた現実世界での位置情報を受信する位置情報受信手段（たとえば、S 2、S 9、S 16 a、S 16 c、S 30～S 32）と、

前記交流の申込みを行うための操作が前記端末で行われた場合に、当該端末の位置情報であって前記位置情報受信手段により受信された位置情報（たとえば、S 2、S 9、S 16 a、S 16 c、S 30～S 32、図14のユーザ四次元座標データベース11 a、S 434）に基づいて交流希望者同士が所定の地理的エリア内にいるか否かの位置判定を行う位置判定手段（たとえば、S 16とS 16 d、または、S 434とS 435、または、S 32による位置データの更新ばかりでなく、過去の位置データと時刻データも履歴としてユーザデータベース11に記憶しておき、ユーザデータベース11に記憶されている位置データと時刻データとの履歴データに基づいて、コンタクト申し出者が指定した出会った地理的位置と時間とに一致する履歴データの相手を検索する）と、を含み、

該位置判定手段により前記所定の地理的エリア内にいると判定されたことを必要条件として（たとえば、S 16およびS 16 dで共にYESと判定されたことを条件として、またはS 435によりYESと判定されたことを条件として、または、ユーザデータベース11に記憶されている位置データと時刻データとの履歴データに基づいて、コンタクト申し出者が指定した出会った地理的位置と時間とに一致する履歴データの相手が特定されたことを条件として）、前記所定の地理的エリア内にいる者同士の間で前記追加条件が満たされたと判定し（たとえば、S 18、S 19、または、S 18、S 19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップを用いる。この処理により、共有仮想タグがバーチャル世界ではなく当事者の端末（携帯電話等）に記憶さる。）、さらに、

前記位置判定以外の他の方法で前記追加条件が満たされたか否か判定する他判定手段（例えば、携帯電話Bのユーザが図2に基づいて説明したのに、バーチャル世界における所定位置にアクセスしている場合には、そのアクセスしているバーチャル世界の位置に対応するリアル世界の位置が、現在位置として取得される。バーチャル世界で開催されるイベントの場合、各出席者のエージェント（アバター）とバーチャルのイベント会場を構成している会場エージェントとの通信で、共有仮想タグ（コミュニティ）を生成する。共有仮想タグの作成後、その共有仮想タグの作成当事者全員がアクセスを許容した第三者が、後から当該共有仮想タグにアクセスできるようにしてもよい。）を含み、

前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記交流希望者同士が連絡先の個人情報を通知することなく交流できるようにした（たとえば、S 19およびS 84～S 87、または、S 19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップ、ユーザによる携帯電話2の入力操作部37の操作に従って、このEEPROM42に記憶されている共有仮想タグのリストが表示部35に表示される。）。)

また、好ましくは、前記位置判定手段は、前記交流希望者同士が所定時間中に所定の地理的エリア内にいるか否かの時間位置判定を行い、

前記追加条件判定手段は、前記位置判定手段により前記所定時間中に所定の地理的エリア内にいると判定された者同士の内的一方が相手方に対して交流の申し出（たとえば、共有仮想タグ生成の申し出）を行ない、相手方も交流に同意した場合に（共有仮想タグ生成の申し出に対して、相手方が同意すれば）、前記追加条件が満たされたと判定するようにしてもよい。

また、好ましくは、前記交流先リスト表示制御手段は、前記コンピュータを利用して業務用メッセージを送信したい業務用メッセージ送信希望者とユーザとが交流するための複数の交流先のリストを前記端末に表示させ（たとえば、図5に基づいて説明した共有仮想タグへのアクセス方法は、共有仮想タグに限定されるものではなく、他のタグ、例えば、歴史タグ、コミュニティ仮想タグ、契約用共有仮想タグ、業務用共有仮想タグ等に適用してもよい。）、

前記位置判定手段は、前記コンピュータを利用して前記業務用メッセージ送信希望者の位置情報と前記ユーザの端末の位置情報とに基づいて両者が前記所定の地理的エリア内にいるか否か判定し（例えば、図13のS15、S16、S16a～S16d）、

前記交流先追加手段は、前記追加条件判定手段により前記交流開始条件が満たされていると判定された前記業務用メッセージ送信希望者を新たな交流先として前記交流先のリストに追加するようにしてもよい（例えば、図13のS18、S19、または、S18、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップを用いる。この処理により、共有仮想タグがバーチャル世界ではなく当事者の端末（携帯電話等）に記憶さる。または、S416、S423）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の他の局面では、メッセージを送受信したい交流希望者同士がコンピュータ（たとえば、サーバ10、21等）を利用して交流を行うために端末（例えば、携帯電話2）により実行されるプログラムであって、

前記端末の位置情報を前記コンピュータへ送信する位置情報送信ステップ（たとえば、S9、会員ユーザが自己の携帯電話2のGPS機能をONにすれば、その携帯電話2からユーザIDと現在位置を示すGPSデータとがサービスプロバイダ8のサーバ10へ送信されて来る。）と、

前記端末の報知部（たとえば、表示部35と音声出力部38a）を制御する報知制御ステップ（たとえば、S19、ユーザによる携帯電話2の入力操作部37の操作に従って、このEEPROM42に記憶されている共有仮想タグのリストが表示部35に表示される。S92等）とを、前記端末に実行させ、

前記報知制御ステップは、

複数の交流先のリストを表示するための交流先リスト表示制御ステップ（たとえば、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップ、ユーザによる携帯電話2の入力操作部37の操作に従って、このEEPROM42に記憶されている共有仮想タグのリストが表示部35に表示される。または、図5に基づいて説明した共有仮想タグへのアクセス方法は、共有仮想タグに限定されるものではなく、他のタグ、例えば、歴史タグ、コミュニティ仮想タグ、契約用共有仮想タグ、業務用共有仮想タグ等に適用してもよい。図5で説明したように、このコミュニティ仮想タグを共有仮想タグと同様にEEPROM42に記憶しておき、ユーザがコミュニティ仮想タグの一覧を表示させる操作を行なってその一覧表示の中からアクセスしたいコミュニティ仮想タグを選択してクリックする。）と、

前記表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを希望する交流先を選択指定し（たとえば、S89、S90、S424）、該選択指定した者と選択指定された交流先の相手とが端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を報知するための入力内容報知ステップ（たとえば、S92、S93、S429、S430、共有仮想タグに対応したWebページにS93で書込んだ内容をS94で記憶し、図1の（A氏書き込み）（B氏書き込み）等閲覧することによりメッセージを送受信して、または、音声仮想タグは、メッセージを音声で伝えることができる仮想タグである。）と、を含み、さらに、

前記コンピュータは、

前記交流先を追加するための予め定められた追加条件が満たされたか否か判定する追加条件判定手段（例えば、S15、S16、S16a～S16d、またはS433～S4

35、または、共有仮想タグ生成の申し出を行ない相手方が同意したことを確認する)と、

前記追加条件判定手段により前記追加条件が満たされたと判定された場合に、新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段(たとえば、S18、S19、または、S18、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップを用いる。この処理により、共有仮想タグがバーチャル世界ではなく当事者の端末(携帯電話等)に記憶さる。または、S416、S423)と、を含んでおり、

前記追加条件判定手段は、

前記端末から送信されてきた現実世界での位置情報を受信する位置情報受信手段(たとえば、S2、S9、S16a、S16c、S30~S32)と、

前記交流の申込みを行うための操作が前記端末で行われた場合に、当該端末の位置情報であって前記位置情報受信手段により受信された位置情報(たとえば、S2、S9、S16a、S16c、S30~S32、図14のユーザ四次元座標データベース11a、S434)に基づいて交流希望者同士が所定の地理的エリア内にいるか否かの位置判定を行う位置判定手段(たとえば、S16とS16d、または、S434とS435、または、S32による位置データの更新ばかりでなく、過去の位置データと時刻データも履歴としてユーザデータベース11に記憶しておき、ユーザデータベース11に記憶されている位置データと時刻データとの履歴データに基づいて、コンタクト申し出者が指定した出会った地理的位置と時間とに一致する履歴データの相手を検索する)と、を含み、

該位置判定手段により前記所定の地理的エリア内にいると判定されたことを必要条件として(たとえば、S16およびS16dで共にYESと判定されたことを条件として、またはS435によりYESと判定されたことを条件として、または、ユーザデータベース11に記憶されている位置データと時刻データとの履歴データに基づいて、コンタクト申し出者が指定した出会った地理的位置と時間とに一致する履歴データの相手が特定されたことを条件として)、前記所定の地理的エリア内にいる者同士の間で前記追加条件が満たされたと判定し(たとえば、S18、S19、または、S18、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップを用いる。この処理により、共有仮想タグがバーチャル世界ではなく当事者の端末(携帯電話等)に記憶さる。)、さらに、

前記位置判定以外の他の方法で前記追加条件が満たされたか否か判定する他判定手段(例えば、携帯電話Bのユーザが図2に基づいて説明したのに、バーチャル世界における所定位置にアクセスしている場合には、そのアクセスしているバーチャル世界の位置に対応するリアル世界の位置が、現在位置として取得される。バーチャル世界で開催されるイベントの場合、各出席者のエージェント(アバター)とバーチャルのイベント会場を構成している会場エージェントとの通信で、共有仮想タグ(コミュニティ)を生成する。共有仮想タグの作成後、その共有仮想タグの作成当事者全員がアクセスを許容した第三者が、後から当該共有仮想タグにアクセスできるようにしてもよい。)を含み、

前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記表示部に表示させることにより、前記交流希望者同士が連絡先の個人情報を知ることなく交流できるようにした(たとえば、S19およびS84~S87、または、S19のステップの代わりに、「受信した可変共有仮想タグ用IDから特定されるユーザIDの携帯電話と共有仮想タグ生成依頼者の携帯電話とに共有仮想タグを送信する」とのステップ、ユーザによる携帯電話2の入力操作部37の操作に従って、このEEPROM42に記憶されている共有仮想タグのリストが表示部35に表示される。))。

また、好ましくは、前記位置判定手段は、前記交流希望者同士が所定時間中に所定の地理的エリア内にいるか否かの時間位置判定を行い、

前記追加条件判定手段は、前記位置判定手段により前記所定時間中に所定の地理的エリ

ア内にいると判定された者同士の内的一方が相手方に対して交流の申し出（たとえば、共有仮想タグ生成の申し出）を行ない、相手方も交流に同意した場合に（共有仮想タグ生成の申し出に対して、相手方が同意すれば）、前記追加条件が満たされたと判定するようにしてもよい。

また、好ましくは、前記報知制御ステップは、前記選択指定した者が選択指定された交流先の相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された交流先の相手の端末の前記報知部にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うようにしてもよい（たとえば、A氏が書き込みを行うと、B氏の携帯電話2にその旨を通知するためのポップアップ通知がなされる）。